

平成25年11月18日

教 育 長
消 防 長
市長部局の部長等
執行機関事務局の長
議 会 事 務 局 長
様

市 長

平成26年度予算編成方針について

平成25年10月1日、政府は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の規定に基づき、平成26年4月1日に消費税率（国・地方）を5%から8%に引き上げることを閣議決定しました。

このことにより、社会保障制度改革が総合的かつ集中的に進められることとなりますが、社会保障の充実策の内容や財源等の詳細については、これまでのところ明らかになっていません。

また、消費税率の引上げにあたって、5兆円規模とされる新たな経済対策や簡素な給付措置、あるいは住宅取得等に係る給付措置や車体課税の見直しといった取組みが経済政策パッケージとして予定されており、こうした国の取組みは、市の現年度予算のほか平成26年度予算にも大きな影響を与えるものと予想されます。

さらに、国においては、リーマンショック後に実施された地方財政計画の歳出特別枠や地方交付税の別枠加算の見直しが進められているなど、地方歳出の抑制が検討されており、地方財政を取り巻く環境は不透明な状況にあります。

平成24年度決算からみる市の財政状況は、歳入面での、特に地方交付税の持ち直しによる収入の増加に加え、歳出面では、予算の適正執行による支出の抑制に努めた結果、基金の繰替運用の繰上償還を進め、財政調整基金に積み立てを行うことができ、

一定程度安定した状況にあります。

しかし一方で、新たに策定する「中期財政収支見通し」による将来の収支見通しは、歳入が横ばいで推移する中、経常支出は年々増加する傾向にあり、現在よりも収支は厳しくなるものと予想され、持続可能な財政構造を構築するためには、更なる歳入の確保と歳出の削減に最大限の努力が必要です。

このため、これまでの財政収支計画に代えて、経常収支の改善とそれによる政策実施に充てる財源確保を目的に、中期的な財政運営の基本的な考え方や、指針となるべき項目や具体的な指標といった取り組む方向性などを示す「財政運営の基本指針」の策定を進めており、この指針に沿って財政運営を行うことにより、将来に向かって経常収支を確保できる財政構造の構築に取り組んでいくこととしています。

また、平成26年度予算編成では、従来の予算編成方式の一部を見直し、これまでの「一般財源配分方式」を継続しつつも「配分対象経費の見直し」「配分内要求予算の査定」「要求区分の明確化」等を行い、限りある財源の更なる効率的かつ適正な配分と経常収支の改善を図っていきます。

平成26年度予算編成においては、第4期恵庭市総合計画後期基本計画に沿った、市民が将来にわたり快適で豊かさを感じ、生きがいと地域に誇りがもてるまちづくりを進めるため、必要な財源を確保し、平成26年度からスタートする第4次実施計画を着実に遂行していかなければなりません。

そのためには、職員一人ひとりが新たな視点をもって時代の潮流を見極め、先例にとらわれることなく柔軟な発想により、創意工夫を凝らしていくことが必要です。

恵庭の未来を見据え、部署の垣根を越えて職員が一丸となって予算を創りあげるよう力を尽くしてください。

1 総括的事項

- (1) 平成 26 年度予算の編成は、消費税改正の反映や、増大する経常経費の収支バランスを適正に保ち予算の硬直化を防ぎ政策的経費を確保することを目的として、一般財源配分方式を継続しつつも、次の取組みを行う。

「配分対象経費」、「配分額」の見直しを行い、配分決定の適正化を図る。

配分内での予算要求事業に関しても原則として査定対象とし、要求内容の精査等を行う。

「枠配分内要求」、「臨時的経費要求」、「政策的経常経費要求」の3者の区分について明確化を図る。

行政評価を活用した事務事業の見直しに向け、対象事業候補の選定を行う。

- (2) 事業の目的・必要性を明確にするため、新たに「予算要求調書」を作成すること。
- (3) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえて、事業並びに経費の思い切った削減・統廃合、縮小化などの検討を進めるとともに、行政評価の結果を適切に要求に反映させること。
- (4) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (5) 予算要求に当たっては、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮し、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策予算要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」を挙げるための視点を持ち、既存事業の見直しについても積極的に図ること。
- (6) 平成 26 年度予算要求においても、配分対象経費については、引き続き「一般財源配分」方式を行うこととするが、配分内の予算要求事業についても原則として査定対象とし、要求内容の精査を行う。要求書については各部署単位で

提出することとし、期限を厳守すること。

- (7) 国や北海道においては、地方自治体の独自性や先進的な施策への支援強化策が打ち出されていることから、制度構築や既定事業の再編の際など、情報把握にとどまらず、これらの関係機関に対し積極的に情報提供を求めたり協議を持ち掛けたりするなど、連携強化を図り検討を進めすること。
- (8) 消費税増税、震災の復旧・復興等に伴い、経済対策等の新たな施策や既存事業の改編・廃止が表明されるなど、大きな政策転換が見込まれることから、情報の把握を確実に行うとともに、国の制度改革に迅速に対応すること。
- (9) 平成26年度予算編成においても、市民と行政の相互理解を深めるために、予算編成の情報共有化を進めることから、積極的な情報公開を予定していること。

2 具体的事項

(1) 歳入

国における新年度予算では、税制改正が行われるものと予想されるため、その改正に伴う国庫補助制度に大きく見直しがなされる可能性もあることから、特に留意した上で予算要求を行うこと。

市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を的確に捕捉したうえで見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、納税相談・収納の強化を図ることにより、徴収率の向上、債権の早期回収、滞納整理等適切な徴収管理に引き続き努めること。

使用料、手数料、負担金、諸収入

受益者負担の原則、住民負担の公平性確保の観点から、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況などを勘案して受益者負担の措置がとれるよう見直しを行ってきているところであり、適正・的確な額を計上すること。

また、市税と同様、賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、収納の強化に努めること。

国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度そのものが見直しとなることも予想されることから、今後、国や道の動向を注視し把握すること。また、平成26年度の補助採択が内定している事業であっても、影響を受ける可能性があるので十分留意すること。なお、補助事業については、それに伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討したうえで選択すること。

財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等による歳入財源の増収確保に努めること。

(2) 歳出

政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランクA・B）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査のうえ要求すること。政策的判断を要するにも関わらず、予め政策的予算要求を行っていないものについては要求を認めない。また、政策的経費は「配分対象外経費」とする。

政策的事業経費のうち翌年度以降の要求について

平成25年度予算において、政策的経費として予算化された事業のうち、翌年度以降、経常的に発生する経費については、「来年枠」として要求すること。

臨時的経費の要求について

、 を除く経常経費かつ単年度に限った経費のうち、施設の増加などによる一般財源ベースで30万円以上の増額要求については、下記の取り扱いとする。

・30万円を超えるからという理由で安易に臨時的経費として要求するので

はなく、配分枠内での対応を基本とし、現にやむを得ない経費についてのみ、臨時的経費の要求を認める。なお、平成26年度予算要求から、単年度事業に限定するので注意すること。

配分対象経費の組替えについて

- 、 、 を除く経常経費の増額要求については、次の取り扱いとする。
- ・「一般財源配分」予算額内で組み替えて要求すること。
 - ・組み替え可能経費の区分は各部に配分された「一般財源配分」内の経費（配分対象経費）とする。したがって、「人件費、臨時・非常勤職員賃金・共済費、扶助費、外郭団体への補助金、指定管理料、債務負担、長期継続契約の一部、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、組み替え対象外とする。
 - ・なお、組み替えについては、市民の声を活かし、部の独自性のある取り組みを行うよう努めること。
 - ・特に、過去に流用している細節については、必要金額についてよく検討し、流用を要さないように組み立てること。

平成26年度予算要求における一般財源配分方式の見直しについて

a . 配分対象経費（歳出）を見直して、一部を対象外とする。

「指定管理料」、「債務負担」、「委託契約のうち長期継続契約」といった、既に支払い金額がほぼ確定しているものや、「土地の評価替え」など2～3年毎に臨時的に発生する経費については別途管理することとし、配分対象外とする。

b . 消費税増税分の影響額を考慮し配分を行う。

消費税増税の影響が想定される経費（旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、扶助費）については、予め影響額を措置して配分を行う。

また、電気料金の値上げについても、影響を反映させる。

扶助費の伸び率には、消費税増税分も考慮して算定する。

c . 配分額にシーリングを設ける。

「政策経常充当一般財源の確保」と「経常収支黒字の維持」を目的に、経常経費のスリム化を図るため、配分額にシーリングを設ける（上記 a , b の処理の後、シーリングを実施する。）。

なお、シーリングの内容については、別途定める。

平成 26 年度予算要求における査定方法の見直しについて

- ・配分内の要求事業も原則査定対象とする。

各事業について過去の実績(決算額等)を参考に適正金額の検証を行い、配分後に査定を行う。

新規・拡充事業、制度改正を伴う事業、要求区分の変更（部内組替臨時）検討が必要な事業等は、必要に応じ査定を行う。

行政評価対象事業の選定について

- ・経常経費が増加する中、今後の政策実施のための財源確保及び経常収支の確保策として、既存事業の見直しをより一層進めていく。
- ・平成 26 年度予算要求時に、全ての事業について「統合」、「収支改善」、「縮小」、「廃止」等が可能か検討・分類をした上で、見直し対象事業の選定を行う。
- ・見直し対象事業について、平成 26 年度の行政評価において、事業の「統合」、「収支改善」、「縮小」、「廃止」等について評価をし、次年度以降の予算要求に反映させる。